建設中の資産	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第２（第６条関係）

第１表

一般管理費等及び販売費の整理の基準

１．一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の各部門（水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費）への整理の基準

⑴・⑵　（略）

（削る）

２．販売費の給電費、需要家費及び一般販売費への整理の基準

⑴・⑵　（略）

（削る）

注　第20条第２項の規定による変更をしようとする特定小売供給約款で設定する料金の算定に準用される第６条第２項及び第４項を適用する場合は、「基礎原価等項目」は「変分基礎原価等項目」とする。

建設中の資産	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	送電設備	同上
	変電設備	同上
	配電設備	同上
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第２（第６条、第20条関係）

第１表

一般管理費等及び販売費の整理の基準

１．一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の各部門（水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準

⑴・⑵　（略）

２．販売費の離島等供給費及び非離島等供給費への整理の基準（沖縄電力に限る。）

⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島等供給費又は非離島等供給費に直課すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第４表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

３．離島等供給費及び非離島等供給費へ整理された販売費（沖縄電力以外のみなし小売電気事業者にあっては販売費）の給電費、需要家費及び一般販売費への整理の基準

⑴・⑵　（略）

４．給電費、需要家費及び一般販売費のネットワーク費用及び非ネットワーク費用への整理の基準（沖縄電力に限る。）

⑴　３．により給電費、需要家費及び一般販売費へ整理された基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、それぞれ、ネットワーク給電費、ネットワーク需要家費若しくはネットワーク一般販売費又は非ネットワーク給電費、非ネットワーク需要家費若しくは非ネットワーク一般販売費に直課すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第２表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

注　第34条第２項及び第37条第２項の規定による変更をしようとする特定小売供給約款で設定する料金の算定に準用される第６条第２項及び第４項並びに第20条第２項及び第４項を適用する場合は、「基礎原価等項目」は「変分基礎原価等項目」とする。